

改正

平成26年 3 月24日 条例第 1 号

平成27年 9 月25日 条例第23号

令和元年 9 月20日 条例第20号

令和 2 年12月17日 条例第31号

令和 5 年 6 月29日 条例第24号

小矢部市道の駅条例

(目的及び設置)

第 1 条 小矢部市の自然、歴史、建築物等の地域資源の活用、農産物等の地場産品の販売並びに観光情報及び地域情報の発信により、市民と来訪者の交流促進、地域産業の振興及び賑わいの創出による地域の活性化を図るとともに市民の安心・安全の確保を図ることを目的として、小矢部市道の駅（以下「道の駅」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 道の駅は、小矢部市桜町1535番地 1 に置く。

(施設)

第 3 条 道の駅に次に掲げる施設を置く。

- (1) 道路利用者の休憩施設
- (2) 飲食物販施設
- (3) 地域農産物売場
- (4) 市民交流施設
- (5) 防災施設
- (6) 前各号に掲げるものの付帯施設

(事業)

第 4 条 道の駅は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供
- (2) 農産物等の地場産品、飲食物その他の物品の販売
- (3) 観光情報及び地域情報の発信
- (4) 市民と来訪者との交流の促進

- (5) 近隣市町との交流の促進
- (6) 防災施設の管理運営
- (7) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業
(指定管理者の管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に道の駅の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 前条の規定により指定管理者に行わせる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 道の駅の施設、設備等の維持管理
- (3) 第8条の規定による利用の承認に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
(開館時間及び休館日)

第7条 道の駅の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、ドッグランの利用時間は午前9時から午後7時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報・観光コーナー、公衆便所及び駐車場は、24時間利用できるものとする。
- 3 開館時間及び利用時間は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。
- 4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を定め、又は臨時に休館することができる。
(施設の利用承認等)

第8条 市民交流施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認をする場合に、道の駅の管理上必要な条件を付すことができる。
- 3 指定管理者は、第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用承認をしないものとする。
 - (1) 道の駅の管理運営上支障があるとき。
 - (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、道の駅を利用させることが適当でないとき。

4 施設の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第9条 利用者（コインシャワーを利用する者を含む。）は、指定管理者に対して利用料金を納付しなければならない。

2 市民交流施設等の利用料金の額は、別表に定める金額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用の制限及び利用承認の取消し)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をした施設の全部若しくは一部について利用を制限し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(1) 利用の目的又は利用条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(入場の拒否等)

第13条 指定管理者は、入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、道の駅への入場を拒み、道の駅の利用を制限し、又は道の駅からの退場を命ずることができる。

(1) 他の入場者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。

(2) 道の駅の施設、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、建物、設備、備品等を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、

又はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報保護)

第15条 指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成21年9月30日規則第22号により、平成21年10月24日から施行〕

(利用料金の特例)

- 2 この条例の施行の日以後3年に限り、第9条第1項の飲食物販施設（フードコート及び物販コーナーに限る。）の利用料金の額は、別表第2の規定にかかわらず、基本利用料にあつては同表の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額とし、売上歩合利用料にあつては無料とする。

(指定管理者の指定に係る手続)

- 3 この条例の規定による指定管理者の指定に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成26年3月24日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小矢部市道の駅条例（以下「改正後条例」という。）の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る利用料金の額については、改正後条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月25日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の小矢部市道の駅条例第10条の規定によりした利用料金の減免は、この条例による改正後の小矢部市道の駅条例第10条の規定によりした利用料金の減免とみなす。

附 則（令和元年9月20日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕

（経過措置）

- 2 この条例（第1条、第2条、第9条、第15条、第16条、第18条、第23条及び第25条から第27条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後のそれぞれの条例」という。）の施行の際現に使用の承認若しくは許可若しくは使用等の許可若しくは占用の許可又は利用の承認（以下「使用承認等」という。）を受けている者の当該使用承認等に係る使用料、産出物採取料、占用料又は利用料金の額については、改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月17日条例第31号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の小矢部市道の駅条例の規定により利用の承認を受けている者の当該承認等に係る利用料金の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

施設名	室名等	利用料金
市民交流施設	展示コーナー	1時間当たり370円
	体験交流室	1時間当たり310円
	フリースペース（2室）	1室当たり1,080円（全日）
	交流広場等屋外施設	1㎡当たり30円（全日）
	附属設備	実費を勘案して市長が定める金額

道路利用者の休憩施設	コインシャワー	1回（10分）当たり300円
------------	---------	----------------

備考

- 1 フリースペースの利用日数は、1回の申請につき90日以内とする。
- 2 市民交流施設の利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合、商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金に、売上額の10パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 冷房又は暖房設備を利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金に、当該利用料金の20パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、附属設備の場合を除くものとする。
- 4 仕込み（搬入）又は搬出のために利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金の50パーセントに相当する額とする。
- 5 展示コーナー及び体験交流室について、利用時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、これを1時間とみなす。また、利用時間の短縮による利用料金は、減額しない。
- 6 利用料金の額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。